

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会（回答に対する再質問）に係る質問回答一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
19	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	管理技術者の担当業務数の一部緩和P11・12についての質問ですが、（条件1）と（条件2）は過年度履行業務の繰り越しを予定する案件にも適用される解釈でよろしいですか。	令和5年度より、履行業務も含めて適用となります。
			《回答に対する再質問》	緩和条件1・2は繰越業務にも適用されるかとの質問に対し、履行業務も含めて適用となるとあります。	上記のとおり「履行業務も含めて適用」となります。 詳細は、別添した資料（別紙2 担当業務数の緩和）をご覧ください。
24	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	説明資料P11（担当業務数）について質問します。 ①（条件2）に記載のあります「低入札業務の管理技術者ではない場合」とは、どのようなことでしょうか。 ②宮城県発注業務の低入札業務がない場合に緩和されると理解してよろしいでしょうか。 ③予定管理技術者が低入札で受注した業務を履行中ではない場合と考えてよろしいでしょうか。 ④予定管理技術者が当該業務で初めて低入札を行った場合は、入札参加資格審査では10件までの緩和措置で審査いただけるのでしょうか。 ⑤予定管理技術者が、別の履行中業務の「担当技術者」となっているが、その履行中業務が低入札受注であった場合の措置はどのような扱いになるのでしょうか。	①（条件2）については、当該業者が履行中の業務（宮城県発注）及び入札しようとする業務において、低入札業務でない場合に緩和の対象となります。なお、発注する業種により緩和対象が否かについては、入札公告等を確認願います。 ②そのとおりです。 ③低入札で受注した業務を含め、制限の対象となります。 《記載誤りがあったため下記のとおり訂正しました。》 ③予定管理技術者が、管理技術者又は管理補助技術者として担当する履行中の業務（宮城県発注）及び入札しようとする業務が低入札でない場合緩和の対象となります。 ④・⑤5件までの制限となります。 《記載誤りがあったため⑤を下記のとおり訂正しました。》 ⑤低入札における5件制限の対象技術者は「管理技術者及び管理補助技術者」となります。（担当技術者は対象外です。）
			《回答に対する再質問》	説明会資料11ページの緩和条件2は「県発注の低入札業務の管理技術者でない場合」ですが、番号24、内容⑤の回答からすると低入札業務の担当技術者も緩和条件の確認範囲に含まれると理解できます。緩和条件確認範囲は、管理技術者のみであるか、担当技術者も含まれるのか教えていただけないでしょうか。 説明会資料11ページの緩和条件2は「県発注の低入札業務の管理技術者でない場合」ですが、番号24、内容⑤の回答からすると低入札業務の担当技術者も緩和条件の確認範囲に含まれると理解できます。緩和条件確認範囲は、管理技術者のみであるか、担当技術者も含まれるのか教えていただけないでしょうか。	<上記①の回答の補足> 「低入札業務の管理技術者で無い場合」とは、管理技術者及び管理補助技術者として、当該入札した業務と履行中の業務が低入札業務では無い場合です。 <再質問の回答> 対象技術者は「管理技術者及び管理補助技術者」となります。（担当技術者は対象外です。）
28	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	管理技術者の手持ち要件の緩和について、4月1日以降に適用と理解しています。現在履行中のもの、もしくは今年度契約（3月契約）の次年度繰越案件についても、4月以降は要件緩和の対象となるのか？	令和5年度より、履行業務も含めて適用となります。 （繰越業務がある場合は、当該繰越業務が完了するまで当該繰越業務入札参加時の要件が適用されます。） 《記載に誤りがあったため誤り部分を削除しました。》
			《回答に対する再質問》	・令和5年4月1日以降に繰り越す業務がある場合、担当業務数緩和の対象となるかとの質問があり、令和5年度より履行業務を含めて適用となるとの回答の補足とし、カッコ書きで、（繰越業務がある場合は、当該繰越業務が完了するまで当該繰越業務入札参加時の要件が適用されます。）とあります。 →これは、業務の履行期間中5件以下とする緩和前の制限を継続するという理解でよろしいでしょうか？	番号19と同様に「履行業務も含めて適用」となります。 詳細は、別添した資料（別紙2 担当業務数の緩和）をご覧ください。
35	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	建設コンサルタントで、手持ち（低入札）が繰越継続（令和4年度以前の契約）されている管理技術者はどうなるのでしょうか？	低入札案件の履行が完了するまで制限（5件）の対象となります。
			《回答に対する再質問》	・建設コンサルタント業務で低入札契約の手持ち業務が繰り越す場合の管理技術者担当業務数の取り扱いについて質問があり、低入札案件の履行が完了するまで制限(5件)の対象となるとの回答があります。	上記のとおりです。

■令和4年度第2回入札・契約制度の改正説明会に係る質問回答（追加質問）一覧表

番号	大分類	中分類	小分類	内容	回答
61	建設関連	一般競争入札	入札・契約制度の改正	手持ち業務に「宮城県の低入札業務の管理技術者」がない状態で参加した業務が低入札になり、手持ちが参加時点で4件以下の場合、企業側の都合（今後受ける手持ち制限のことを考えてなど）で辞退することは可能でしょうか。また、辞退した場合のペナルティなどはありますでしょうか。	当該理由での辞退は認めていません。 落札後に契約しない場合は、宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領をご覧ください。